



事務所移転のお知らせ

平成19(2007)年4月に西山法律事務所として開業して以来、現事務所業務を行ってまいりましたが、弁護士も増えて手狭になり、このたび事務所を移転する運びとなりました。

移転先でも誠実に業務を遂行してまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

**新住所：名古屋市中区丸の内三丁目6番27号
EBSビル5階
(TEL・FAX は変更ございません)**

新事務所での営業開始：2月27日(月)～

現事務所での営業は2月22日(水)まで、2月24日(金)は引越のため休業いたします。

2月25日(土)に事務所開きをいたします。



求人広告詐欺

～“無料”に潜む危険～

企業を狙った求人広告に関する詐欺をご存知でしょうか。ハローワークに求人を出した企業を狙って、業者から電話等で、「うち(その業者)の求人サイトに掲載しませんか」という案内があります。1週間とか2週間の無料掲載期間がある旨告げられ、

- ・「その期間は無料なので、お試してください。」
- ・「期間経過後は、〇〇円になります。」

というもの。そのうえで、無料掲載期間が過ぎた後、有料期間に入ったので、ということで料金の請求がくるわけです。

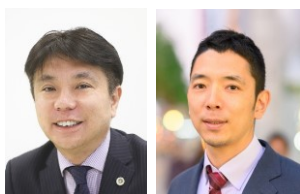
しかし、無料期間が終了する前に、「今後は有料契約になりますか、続けますか？」などの案内があると思っていたり、あるいは、忘れていて、そのままにしてしまうこともあり得ることであり、業者はそこを狙って、このようなシステムにしているわけです。

そしてその求人サイトには、確かに求人が掲載されているものの、SEO対策などがとられているわけでもなく、そのサイトを見る人はほとんどいませんし、実際に就職の応募がくることもありません。

一見、サブスクなどと似ており、無料期間が過ぎたのだから当然、と思われるかもしれませんが、しかし、サービスの実態がなく、ただ継続の断りの連絡を忘れることだけを狙った商法であり、非常に巧妙な手口といえます。

このような広告申込みについて詐欺取消(民法96条1項)を認めた判例(那覇簡裁令和3年10月21日)や、公序良俗違反により契約の無効(民法90条)を認めた判例(東京地裁令和元年9月9日)もあります。

十分にご注意ください。万が一、このような商法により請求を受けた場合や、まわりでそのような被害にあった方がいた場合、支払う前にご相談ください。



NISHIYAMA・SHIMOIDO LAW OFFICE
西山・下出法律事務所

弁護士 西山 一博 弁護士 下出 太平 弁護士 柳川 豊 弁護士 杉浦 正規
〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番22号名城ビル6F
TEL052-957-1106 執務時間 9:30～18:00 土・日・祝日休
<http://www.lwo.jp>

